

福祉教育委員会資料

児童相談所設置の基本的な考え方について

令和2年8月18日

こども未来部 こども若者総合相談支援センター

目次

1.これまでの経緯	3
2.現状と課題	6
3.児童相談所設置の必要性	13
4.児童相談所設置に向けた視点	16
5.児童相談所設置に向けた課題	17
参考資料：愛知県内の児童相談所	21

1.これまでの経緯

(1) 子育て環境の情勢

豊橋市（以下「本市」という。）では、少子高齢化や核家族化が進んでおり、子どもを通じた交流機会の減少は、子育て世帯と地域のつながりを希薄化する要因となり、孤立している支援の足りない家庭では、家族だけでゆとりを持って子育てすることが難しくなっている現状があります。

少子化対策には、子育て家庭の不安・負担の軽減や、多様な子育て家庭のニーズに応えるため、地域の実情に応じたきめ細やかな取り組みを推進することが重要であるとともに、社会全体で子どもの健やかな成長を支えていく必要性が高まっています。

こうした子育て支援への必要性が高まる背景には、児童虐待防止対策の視点も欠かすことはできません。全国の児童相談所が対応する児童虐待相談対応件数は年々増加しており、度重なる痛ましい事件が報道されるたびに、児童相談所をはじめとする行政機関における対応の甘さが世間の関心を集め、子どもと家庭を巡る重要な社会問題となっています。

また、新型コロナウイルス感染症対策に伴う学校休業や外出自粛によって、児童虐待等の増加と潜在化が懸念され、子どもの見守りや家庭への継続した支援の難しさに直面したところであり、変化が激しく予測も難しい中でも、子どもと子育て世帯が受ける影響を最小限に食い止めることも必要となっています。

(2) 本市における児童虐待防止の取り組み

本市では、平成 24 年 9 月に、当時 4 歳の女の子が育児放棄（ネグレクト）の末、亡くなってしまったという事件が発生しました。この事件では、乳幼児健診の未受診や兄の就学時検診の未受診を把握しながら、保健師や教員の家庭訪問では家族との接触ができず、その一方で、児童手当の支給を継続していました。再発防止に向けた検証を行う中で、関係機関との連携不足があったなどの課題があり、具体的な対策を講じる必要がありました。

この事件の発生を受け、平成 25 年度以降は、保健所こども保健課の人員体制を強化するとともに、平成 28 年 7 月には、保健所こども保健課とこども未来館に「妊娠・出産・子育て総合相談窓口（子育て世代包括支援センター・利用者支援事業）」を設置して、妊娠届の受付をこの 2 か所に集約することで、保健師、助産師などの専門職で全数の受付をすることにしました。

また、平成 27 年度には福祉部内にあった子どもに関連する業務と教育委員会が所管する業務の一部を統合し、少子化対策や子育て支援を推進するため、機構改革により「こども未来部」を設置しました。児童相談体制の充実については、臨床心理士を増員するなど児童虐待対応の人員体制を強化し、平成 29 年 10 月には「子ども家庭総合支援拠点」と当時青少年センター

にあった「子ども・若者総合相談窓口」を一体的に整備し、0 歳から 39 歳までの子どもと若者に関する総合的な相談支援の拠点として「こども若者総合相談支援センター（ココエール）」を開設しました。

その他にも、平成 25 年度からは、保健所の乳児家庭全戸訪問事業とは別に、地域の民生委員・児童委員と主任児童委員による赤ちゃんの生まれた家庭に訪問する事業を開始しました。また、子どもの貧困対策として、子ども食堂など子どもの居場所づくり事業の実施やフードバンク事業、スクールソーシャルワーカー（SSW）の配置・増員など、子どもを守る・支援するための取り組みを進めてきました。

(3) 児童福祉法等の改正と中核市の動き

平成 16 年の児童福祉法の改正により、中核市でも児童相談所が設置できるようになり、平成 18 年に横須賀市、金沢市の 2 市が設置したものの、その後続く中核市の動きは 10 年以上にわたり見られませんでした。

国は、増加する児童虐待相談に対応するため、児童相談所の体制強化を進めてきましたが、児童相談所自体の数を増やすことも必要との考えから、平成 28 年 5 月には特別区でも児童相談所が設置できるよう児童福祉法が改正され、国として児童相談所を設置する中核市・特別区への財政支援を拡充することも明示されました。

こうした中、中核市市長会は、平成 29 年度に「地方分権検討プロジェクト」の研究テーマを児童相談所設置における財源措置や人材育成等の課題として取り上げ、令和元年度には「児童虐待防止検討プロジェクト」を設置して活発に議論し、児童虐待防止に向けた提言を取りまとめ、地域の実情に応じて各市が判断するとしつつ、必要な財政支援や人材確保・育成に係る支援を国に求めてきました。

東京都目黒区や千葉県野田市の事件では、虐待の被害を受けた子どもの発したメッセージが大きな反響を呼び、多くの人々が児童虐待への関心を高めるとともに、徐々に児童相談所設置に前向きな自治体にも具体的な動きが見られてきました。平成 31 年 4 月には明石市が児童相談所を開設し、令和 2 年 4 月には世田谷区と江戸川区が、7 月には荒川区が開設し、今後も奈良市をはじめ、いくつかの自治体で具体的に計画が進められています。

(4) 児童相談所設置に向けた本市の動き

本市の児童相談所設置に向けた検討は、広域連合による事務権限の移譲に向けた取り組みから始まりました。平成 27 年 1 月に東三河広域連合が設立され、本市は東三河広域連合による児童相談所設置に向けた調査研究に対して積極的に協力してきましたが、現状では、構成市町村が設置に向けて統一的な方向性を見出すことは難しい状況となっています。

一方、中核市としての本市は、平成 11 年 4 月に中核市へ移行して以降、国や県からの事務権限の移譲を進めるとともに、国に対しては、東三河広域連合による児童相談所設置の可能性についても言及しつつ、児童相談所を設置する中核市への財政支援を拡充するよう中核市市長会を通して要望するなど、設置に向けて前向きな姿勢で取り組んできたところです。

本市では、ここまでの経緯を改めて整理し、中核市・特別区の取り組み状況、国の設置促進に向けた支援の動きや東三河広域連合による議論などを踏まえ、これまでの着実な取り組みによる成果を活かし、さらに本市の子どもに笑顔があふれ、安心して子育てできるまちとしていくためには、今が児童相談所の設置に向けて動き出す時機と捉え、今年度設置した「児童相談所設置等に関する有識者会議」の意見を聴きながら、本市に相応しい児童相談所のあり方を検討していきます。

2. 現状と課題

ここでは、まずはじめに児童相談所と一時保護所の機能や役割の概要について説明します。続けて、本市における相談件数の推移や関係機関との連携体制を説明し、現状と課題について整理します。

(1) 児童相談所の概要

児童相談所の設置目的は、子どもに関する家庭等からの相談に応じ、子どもが有する問題やニーズなどを的確に捉え、最も効果的な援助を行い、子どもの福祉を図るとともに、その権利を擁護することにあります。基本的な3つの条件として、

- ①児童福祉に関する高い専門性を有していること
- ②地域住民に浸透した機関であること
- ③児童福祉に関する機関、施設等との連携が十分に図られていること が必要になります。

児童相談所の設置主体は、都道府県・指定都市及び児童相談所設置市・区になり、平成31年4月時点で全国に215か所設置されており、そのうち中核市は横須賀市・金沢市・明石市の3市です。愛知県内では、愛知県が10か所、名古屋市が3か所設置しています。

表1：愛知県の児童相談所

センター名	管轄人口（H31.4時点）		管轄市町村
一宮児童相談センター	799,839人	15.2%	一宮市、犬山市、江南市、稲沢市、岩倉市、大口町、扶桑町
海部児童・障害者相談センター	322,194人	6.3%	津島市、愛西市、弥富市、あま市、大治町、蟹江町、飛鳥村
春日井児童相談センター	464,614人	8.8%	春日井市、小牧市
中央児童・障害者相談センター	646,572人	12.3%	瀬戸市、尾張旭市、豊明市、日進市、清須市、北名古屋市、長久手市、東郷町、豊山町
刈谷児童相談センター	535,739人	10.2%	碧南市、刈谷市、安城市、知立市、高浜市
知多児童・障害者相談センター	633,677人	12.1%	半田市、常滑市、東海市、大府市、知多市、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町
豊田加茂児童・障害者相談センター	486,493人	9.3%	豊田市、みよし市
西三河児童・障害者相談センター	602,391人	11.5%	岡崎市、西尾市、幸田町
新城設楽児童・障害者相談センター	54,008人	1.0%	新城市、設楽町、東栄町、豊根村
東三河児童・障害者相談センター	698,901人	13.3%	豊橋市、豊川市、蒲郡市、田原市
仮) 豊橋市児童相談所	372,513人	7.1%	豊橋市

※配置状況については、参考資料（21ページ）参照

児童相談所の基本的な機能は、次の4つになります。

①市町村援助機能

市町村による児童家庭相談への対応について、市町村相互間の連絡調整等必要な援助

②相談機能

家庭等の養育環境の調査や専門的診断を踏まえた子どもや家庭に対する援助決定

③一時保護機能

必要に応じて（緊急保護・行動観察・短期入所指導）子どもを家庭から離す一時保護

④措置機能

在宅指導、児童福祉施設入所措置、里親委託等

職員は、所長、児童福祉司、児童心理司、医師、保健師、弁護士等が配置されており、平成31年4月時点での全国の職員数は13,150人で、警察官・警察官OBや教員・教員OBなど様々な職種の職員が働いています。

児童相談所に対応する相談の種類と主な内容は次の6つに分類されます。

表2：児童相談所の相談種別と主な内容

①養護相談[231,772件 45.9%] 養護相談のうち 虐待以外の養護相談[66,348件 13.1%] 虐待相談[165,424件 32.8%]	保護者の家出、失踪、死亡、入院等による養育困難、虐待、養子縁組等
②障害相談[189,180件 37.4%]	肢体不自由、視聴覚・言語発達・重症心身・知的障害、発達障害等
③育成相談[41,416件 8.2%]	家庭内のしつけ、性格行動、不登校、進学適性等
④非行相談[13,006件 2.6%]	ぐ犯行為、触法行為、問題行動のある子ども等
⑤保健相談[1,451件 0.3%]	未熟児、疾患等
⑥その他[28,174件 5.6%]	里親希望、夫婦関係等

※[]内は、福祉行政報告例より、平成30年度に児童相談所が対応した相談件数・構成比

児童相談所を設置することによって県から移譲される業務は、里親に関する事務や児童福祉審議会に関する事務、療育手帳・特別児童扶養手当に係る判定業務、児童福祉施設（助産施設、母子生活支援施設、保育所を除く）などがあります。

(2) 一時保護所の概要

一時保護所は、児童福祉法第 12 条の 4 に基づき児童相談所に付設もしくは児童相談所と密接な連携が保てる範囲内に設置され、虐待、置去り、非行などの理由により子どもを一時的に保護するための施設で、平成 31 年 4 月時点で全国に 139 か所設置されています。愛知県では県内に 2 か所設置されています。

費用については、児童福祉法第 53 条に基づき、自治体が支弁した費用の 2 分の 1 を国が負担することとされています。

一時保護の対応例としては、次の 3 つがあります。いずれも児童福祉法第 33 条の規定に基づき、児童相談所長の判断で一時保護することができます。

①緊急保護

- ア. 遺棄、家出した子ども等現に適当な保護者又は宿所がないために緊急にその子どもを保護する必要がある場合
- イ. 虐待、放任等の理由によりその子どもを家庭から一時的に引き離す必要がある場合
- ウ. 子どもの行動が自己又は他人の生命、身体、財産に危害を及ぼし若しくはそのおそれがある場合

②行動観察

適切かつ具体的な援助指針を定めるために、一時保護による十分な行動観察、生活指導等を行う必要がある場合

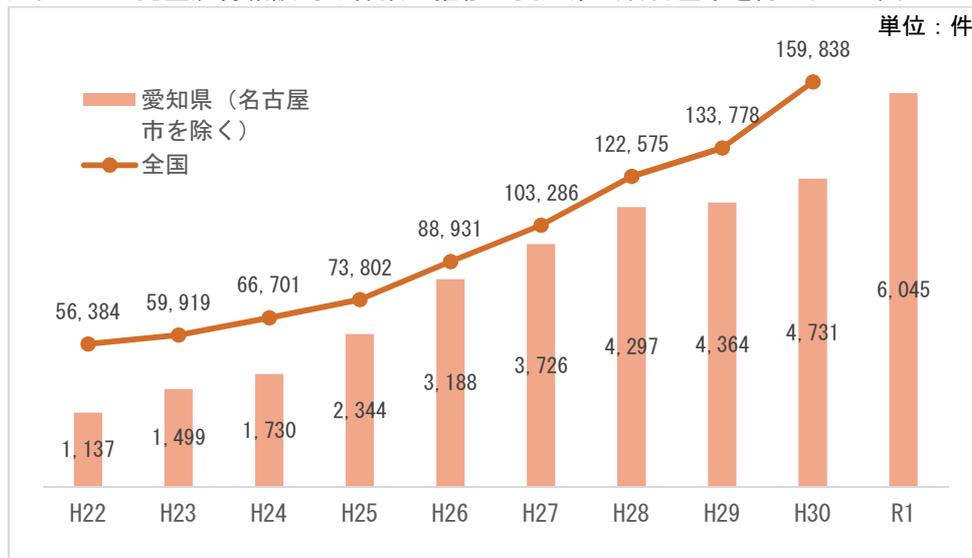
③短期入所指導

短期間の心理療法、カウンセリング、生活指導等が有効であると判断される場合であって、地理的に遠隔又は子どもの性格、環境等の条件により、他の方法による援助が困難又は不適當であると判断される場合

(3) 子どもと家庭を巡る現状

児童虐待については全国、愛知県ともに相談対応件数が増加しており、これらへの早急な対策と体制強化が求められています。平成30年度の全国の児童相談所が対応した児童虐待相談対応件数は159,838件（前年度比19.5%増）あり、そのうち一時保護の対応は24,864件（15.6%）で、施設入所等は4,641件（2.9%）となっています。また、令和元年度の愛知県が対応した児童虐待相談対応件数は6,045件（前年度比27.8%増）、そのうち一時保護の対応は1,398件（23.1%）となっており、全国的な一時保護の対応の割合より高くなっています。

グラフ1：児童虐待相談対応件数の推移 愛知県（名古屋市を除く）・全国

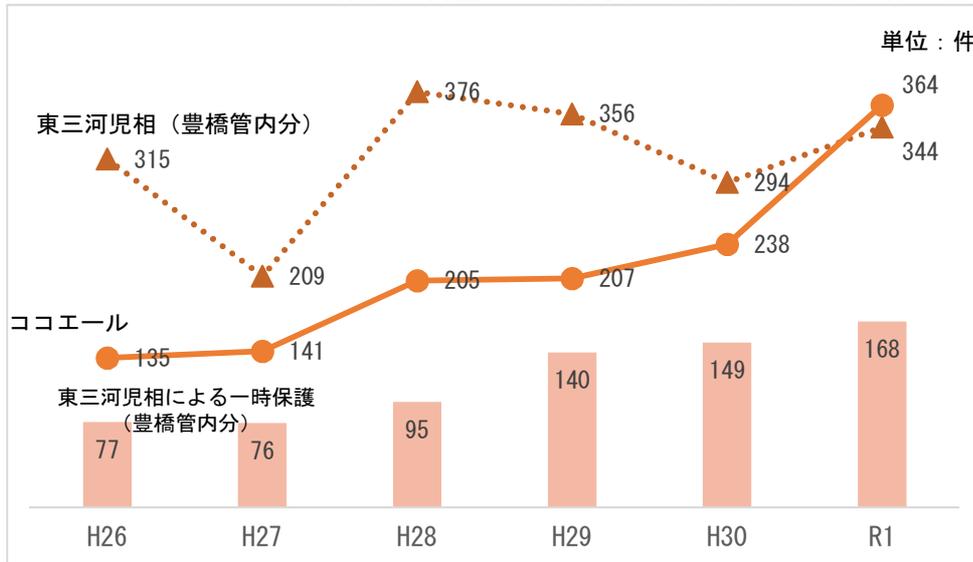


一時保護の対応は、子どもの安全確保において有効ではある一方、子どもへの心理的負担や保護者の拒否的な態度による職員の負担、一時保護所の定員超過などを招いている実情もあり、一時保護所での十分な受け入れ体制の確保、組織的なアセスメントによる躊躇ない迅速な対応が必要になっています。

児童相談所への児童虐待相談が増加する中でも、一時保護や施設入所等の対応はごく一部であり、児童虐待相談の対象である被害児の多くは、在宅のまま地域で過ごしているため、市町村を中心とした在宅支援の重要性は高まっています。

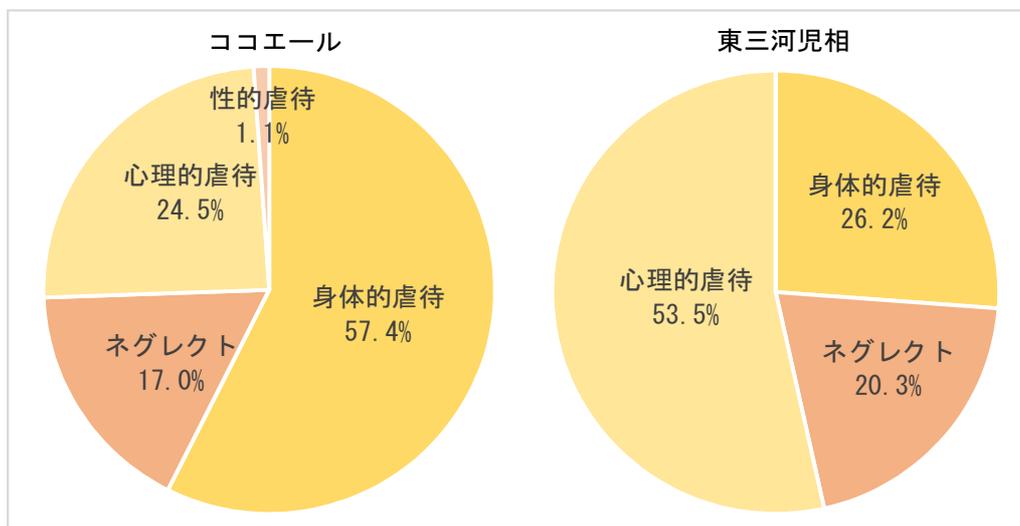
本市の児童虐待相談への対応は、ココエールと東三河児童・障害者相談センター（以下「東三河児相」という。）が別々に受付しており、重複する数も含まれるため、本市全体の把握はできませんが、ココエールに寄せられる児童虐待相談は増加傾向にあり、令和元年度には初めて東三河児相の件数を上回りました。また、本市の子どもが虐待以外の理由も含めて一時保護される件数は増加傾向にあり、本市で一時保護を必要とする子どもが増えていることがわかります。

グラフ 2：ココエール・東三河児相の児童虐待相談対応件数及び一時保護件数の推移



令和元年度の児童虐待相談種別の割合をココエールと東三河児相で比較した場合、ココエールは身体的虐待が 57.4%（209 件）を占め、東三河児相は心理的虐待が 53.5%（184 件）を占めており、大きな違いが見られます。これは、ココエールの相談経路は学校や保育所、保健センターなど子どもを見守る機関における怪我やあざの発見からの通告が多く、東三河児相への相談経路は、子どもの前で配偶者間の暴力や暴言があるいわゆる面前 DV として警察が通告する件数が多いことが理由であり、ココエールと東三河児相での連携の深い関係機関の違いとも言えます。

グラフ 3：令和元年度児童虐待相談種別割合



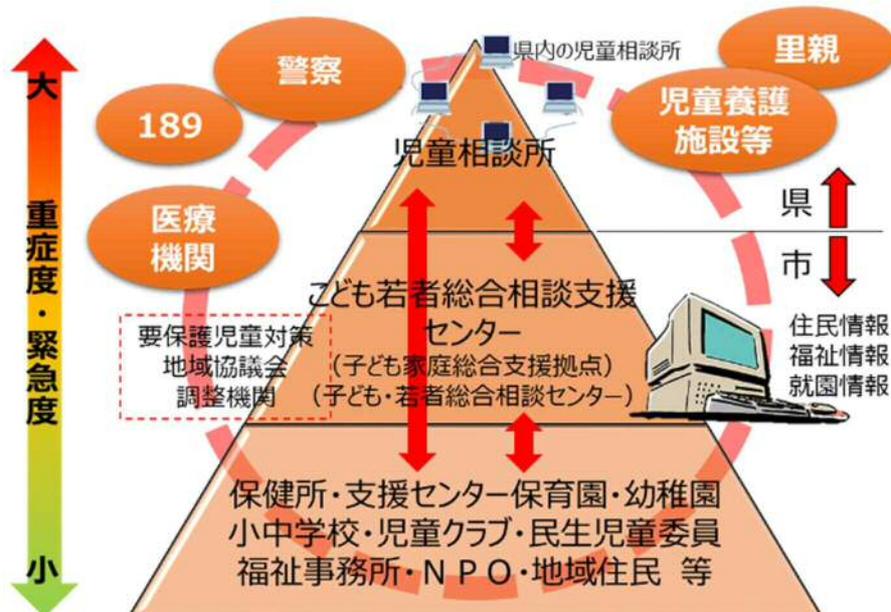
(4) 関係機関との連携と課題

本市では、平成 17 年 4 月に要保護児童対策ネットワーク協議会を設置し、児童虐待をはじめ支援が必要な子どもや家庭に対し、関係機関と連携して取り組んできました。特に、実務担当者による定期的な会議については、児童相談所、警察、保健所、福祉事務所、SSW などの関係機関によって毎月開催し、支援している子どもや家庭への関わりについて進捗管理を行い、情報共有や対応の協議を行っています。

児童虐待相談への対応については、児童福祉法及び児童虐待防止法において、市町村若しくは児童相談所に通告することとなっているため、ココエールと東三河児相での二元体制による対応となっています。東三河児相は、主に一時保護が必要な場合に対応し、ココエールは、継続的で比較的危険性の低い場合に対応しています。二元体制では、重症度や緊急性によって役割分担することができますが、関係機関や住民にとっては、どちらに相談してよいのか迷い、躊躇してしまうことが懸念されます。

また、ココエールと東三河児相が別々に相談を受ける中で、例えば、危険性が高いと考えてココエールから東三河児相へ主担当を切り替えたり、東三河児相が一時保護を解除して、ココエールが中心となって在宅で支援することが適当として依頼があるなど、相談内容の重症度や緊急性によって対応を振り分けています。そのため、円滑に意思疎通を図れない場合やお互いの認識が一致しない場合などは、いずれの機関も関わりがなく、狭間に落ちたように経過してしまったり、押し付け合いになったりすることも起こり得ます。

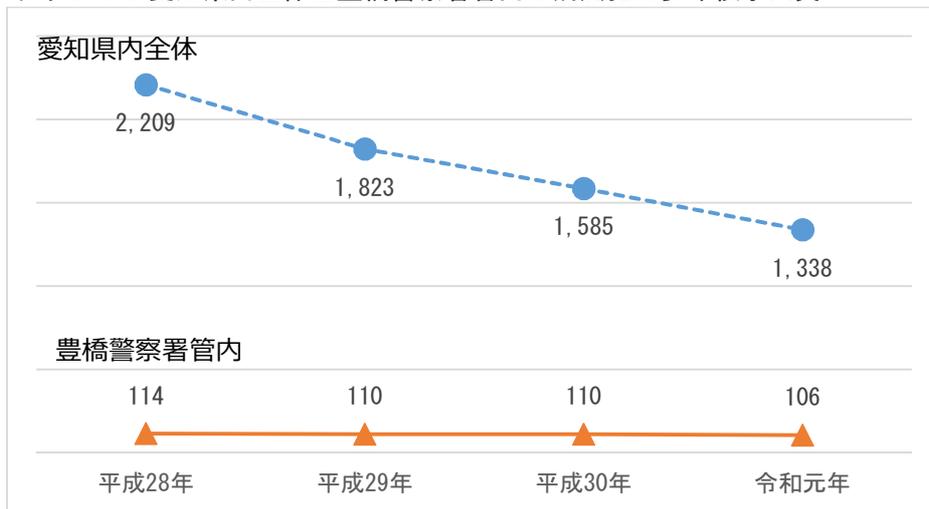
図 1：本市と児童相談所の二元体制（イメージ図）



「子育て支援」では、主に乳幼児期や義務教育期が着目されますが、児童福祉法に規定される児童とは、満 18 歳に満たない者をさし、10 代後半の子どもに見られる課題に対しても、関係機関との連携強化による支援の充実も必要になっています。

愛知県内全体の刑法犯の少年検挙人員は、概ね半減しているものの、本市ではほぼ横ばいのままであり、実効性のある健全育成の取り組みが課題になっています。

グラフ 4：愛知県内全体と豊橋警察署管内の刑法犯の少年検挙人員



※愛知県警公表資料を元に作成

また、児童福祉法の対象から外れる際の連携にも課題があります。児童相談所には施設入所等の措置権限があり、家庭での養育が困難となった子どもは児童養護施設や里親などで代替的に養育されます。こうした子どもの中には、家庭に引き取られる場合もありますが、18 歳まで施設等で過ごして自立に向かう子どももいます。

児童養護施設に入所している子どものうち約 65%は虐待を受けてきた子どもであり、こうした虐待の影響により 18 歳を迎えたとしても、施設を退所してすぐに社会で自立することが困難な例も少なくありません。そのため、施設に入所した子どもが退所する際にも、児童相談所と地域での切れ目のない支援が必要になっています。

3. 児童相談所設置の必要性

これまでの経緯や現状と課題を踏まえ、本市が児童相談所を設置することによって、今までよりも効果的で有効であると考えられる項目についてまとめました。そして、この6つにまとめた要点が、現状で本市が児童相談所を設置する必要性にもなっているものと考えています。

また、児童相談所設置に向けた取り組みは、貧困や暴力をなくすこと、子どもの意見表明など子どもの権利を実現するためのものであり、持続可能な開発目標（SDGs）の達成に資するものです。

(1) 児童虐待相談の増加

ア. 本市に寄せられる児童虐待相談（通告）は増加しており、効率的な情報収集による迅速な対応が求められています。そのため、住民情報や福祉情報のない県の児童相談所よりも、本市で一元的に対応する方が子どもの特定が早まります。また、児童相談所への相談の経路は半数が警察である一方、本市には様々な機関からの相談と連携があり、これらを本市で集約して対応すれば、1か所で情報が蓄積され、相談歴も網羅的に活用できます。

イ. 残念ながら本市でも児童虐待など不適切な養育によって子どもが亡くなる事件は無くなっておらず、また、市内で一時保護を必要とするケースも増加しています。そのため、住民情報や福祉情報など多くの情報を持つ本市が一時保護の判断をして対応する方が、一貫した迅速な対応ができるようになります。

(2) 関係機関との連携の強化

ア. 複雑で重層的な課題を抱える家庭への支援では、多様なメニューを臨機応変に組み合わせる必要となります。権限のある児童相談所を、保育や教育、経済的支援など、普段から直接的な支援を行っている本市が設置することによって、課題を抱える子どもや家庭に対して、より最適な支援が行き届くようになります。

イ. 生活保護制度（生活困窮者支援制度）や母子生活支援施設、保育所への入所など福祉事務所の業務と児童相談所の業務が、顔の見える関係性の中で柔軟に協議することができるようになるとともに、確実な情報共有がしやすくなり、関係機関の方針や認識の確認がしやすくなります。

ウ. 児童相談所との関わりが近い警察、家庭裁判所、児童養護施設、乳児院、里親などと、本市との関わりが近い民生委員・児童委員・NPO団体・子ども食堂・教育委員会・障害児事業所などの連携が結び付くことによって、関わりの輪が広がり、子どもや家庭に対して、さらに効果的な支援が提供できるようになります。

図2：関係機関との連携強化（イメージ図）



(3) 子育ての多様化と基礎自治体の強み

ア. 多様化する子育てニーズに対して、児童相談所を本市自らの考えによって幅広く子育て支援に活用することができるようになり、市民に身近な基礎自治体としての強みを、より市民に還元していくことができるようになります。また、児童相談所設置に伴って県から移譲される業務について、現状の事務分掌等を見直すことで、療育手帳の判定・児童福祉施設の認可など、市民の利便性を向上させることができます。

イ. 児童相談所は、子どもに関する多様な相談に応じることができる総合的な相談機関であり、本市の子どもや家庭を多面的に広く・深く理解することができます。そのため、虐待が発生した後の対応ばかりではなく、虐待が発生する前に必要となる事業や施策を考えて、本市の関係機関や地域の活動と協働することで、虐待の発生予防にも児童相談所を活用することができるようになります。

(4) 母子保健・療育との連携

ア. これまでの厚生労働省による児童虐待死亡事例検証において、約 50%が0歳児となっており、妊娠期からの児童虐待防止対策は重要な取り組みとなっています。母子保健分野における妊娠届や乳幼児健診は、全数への関わりであるため、スクリーニングからのハイリスク群に対して、児童相談所と迅速な情報共有を図ることができるとともに、専門性の高い児童相談所を身近な相談機関として活用することができるようになります。

イ. 小中学校や保育園・認定こども園などでは、障害児としての特別支援を必要とする子どもが増えており、障害児への早期支援の充実は本市の課題でもあります。そこで、児童相談所での障害相談とこども発達センター、児童発達支援センター、相談支援事業所などとの連携による早期療育への対応や、児童相談所等に配置される心理職員との交流などを図ることで、本市の障害児福祉の充実を図ることができます。

(5) 10代後半児童への支援

本市の刑法犯のうち少年の検挙人数は高い傾向にあり、児童相談所が取り扱う非行相談と本市が行っている健全育成・更生保護などの取り組みが連携することで、安心なまちづくりに寄与することができます。また、本市では、全国的にも早い段階から若者支援に取り組んできた実績があり、児童相談所や児童養護施設での10代後半児童、施設退所児の支援とのつながりを持つことで、本市に相応しい児童相談所にすることができます。

(6) 中核市としての意義

- ア. 児童相談所設置は、中核市だからこそできる権限移譲であり、自らの決定によって地域の実情に合わせたまちづくりを行う中核市としての存在意義をさらに発揮することができ、東三河広域連合を構成する中核市として積極的に権限移譲を進めることで、東三河地域における子育て支援の取り組みをリードすることができます。
- イ. 愛知県の一時的保護所は、県内10か所ある児童相談所に対し、尾張地域と三河地域の2か所なので、本市が一時的保護所を設置し、県と相互に活用を図ることによって、高い入所率が続く一時的保護所の定員が増え、県内全体でも有益な効果をもたらすこととなります。

4. 児童相談所設置に向けた視点

ここで、「3. 児童相談所設置の必要性」を踏まえ、次の6つの視点を軸に、今後の基本的な計画を検討していきます。児童相談所を設置することだけが目的となることなく、設置することによって、子どもが安心して成長し、子ども自らが未来を描いていけるような本市となることを目指すためのものと考えます。

視点1. 一貫した支援による自立した相談体制

相談窓口の一元化により、相談からの在宅支援や一時保護、家庭復帰後の支援まで漏れなく自ら一貫した対応ができる体制を目指す

視点2. きめ細かい連携と情報共有の強化

本市にある支援メニューや相談窓口、NPO 団体、子ども食堂など、身近で顔の見える関係を活かし、関係機関との連携を強化して相乗効果が生まれることを目指す

視点3. 虐待の発生予防と子育て応援の推進

児童相談所を子どもに関する総合的な相談機関として位置付け、虐待の発生予防にも積極的に取り組み、子育てしやすい環境づくり、子育てを応援するまちを目指す

視点4. 妊娠期からの早期支援と療育の充実

保健所との情報共有により妊娠から出産までの連携を強化するとともに、複層的な連携により療育を充実し、SOS の出しやすい切れ目のない支援を目指す

視点5. 若者支援とのつながり

既にある子ども・若者相談や子ども・若者支援地域協議会との連携により、児童福祉の対象から外れてしまう「18歳の壁」を超える若者支援までのつながりを目指す

視点6. 東三河地域や県内における広域連携

東三河広域連合を構成する中核市として、先駆的に児童相談所設置に取り組み、県内の児童相談所のひとつとしても広域連携を図り、より有益性を発揮できるように検討を進める

5.児童相談所設置に向けた課題

(1) 機能面

ア. 相談先がわかりやすく、一元的に集約するためには、これまで実施しているココエール（子ども家庭総合支援拠点）と権限を持った児童相談所を一体的に整備する必要があります。その一方では、相談の敷居が高くなるおそれもあることから、親しみの持てる施設として整備し、明るい雰囲気を作る、丁寧な対応などの工夫をする必要があります。

イ. 通告への初期対応や迅速な一時保護のための介入機能と、保護者との援助関係による在宅支援や施設入所中の子どもの継続支援のための支援機能を分ける（機能分化する）必要があります、それぞれの専門性を確保する必要があります。

ウ. 一時保護所については、必要に応じて設置することになるため、必ずしも開設当初から設置する必要はなく、県との協定により既存の一時保護所を活用したり、一時保護委託により対応したりすることもできますが、円滑な一時保護や子どもの負担を減らすためには、本市独自の一時保護所を整備する必要があります。

また、一時保護所を整備する際、児童相談所と併設することによって、保護中の子どもと面会しやすい、移送の負担が少ない、児童相談所と一時保護所の連携が図りやすいなどのメリットはありますが、先行する指定都市・中核市・特別区の状況を調査しながら検討を進めていきます。

エ. 一時保護所では、被虐待児や触法少年、発達障害等の特性のある子どもなど、様々な背景・課題を抱えた子どもが緊急に保護されて生活することとなるため、休憩スペースの確保や開放的な雰囲気など、子どもが安心して過ごせる一時保護所が必要となります。

また、一時保護所内では、子どもの行動を観察し、アセスメントする専門的な役割も求められるため、子どもの状況が把握しやすい部屋の配置や診察室の設置などが必要になります。

オ. 県による児童相談所の特長は、「広域性」と「専門性」があり、本市においてはそれが課題ともなるため、県の協力を得ながら、この課題を補完する取り組みと対策について事前に考えておく必要があります。

カ. 児童相談所における相談のうち4割程度は、療育手帳取得のための判定業務となっています。先行する中核市等の実施状況を踏まえ、本市と県で十分に協議のうえ、利用者に不便が生じることのないよう検討していきます。

(2) 体制面

ア. 児童相談所に寄せられる相談・通告は緊急性の高い場合や警察が保護した子どもを直接児童相談所へ連れてくる身柄付き通告など、24 時間 365 日の対応が必要となり、児童相談所として絶えず機能し続ける受付体制を確保しておく必要があります。

また、きめ細かい連携と情報共有の強化により、本市が設置する児童相談所として、県にはない強みを発揮するためには、効果的な人員体制や組織体制を構築する必要があります。

イ. 児童相談所では、法的な権限にもとづく強制的な対応ができるため、権限を活用するうえでは弁護士配置などにより円滑な業務運営に努めるとともに、児童相談所に対する強硬的な姿勢や威圧的な態度をとる保護者に対して、組織的な対応ができる体制を構築する必要があります。

ウ. 児童相談所を設置することによって県から移譲される業務として、児童福祉施設の認可や児童福祉審議会の設置、里親に関する業務などがあり、県との協議により共同することが効果的な事務や機構改革による効率的な事務分担などを整理したうえで、漏れなく対応する体制が必要になります。

エ. 児童相談所の設置に伴い、これまでの本市では実施していない警察との連携、家庭裁判所、検察との協同した対応、障害児入所給付費の事務などがあり、設置に向けて警察や家庭裁判所、検察、医療的ケアを含む障害児入所施設、里親会などとの協議により、十分な連携体制を構築していく必要があります。

(3) 施設整備

ア. 施設整備については、(1) 機能面を踏まえ、設置場所及び施設機能について検討する必要があります。設置場所については、市有地を候補として検討しますが、施設整備については設置場所により新設や既存施設の改修など、効果的かつ経済的な方法を柔軟に検討する必要があります。

また、障害児の利用する施設であることや、周囲からのプライバシー、セキュリティなども考慮した施設整備が必要となります。

イ. 児童相談所の整備とともに、新たに併設することで、より本市の児童相談体制や子育て支援施策を拡充することができる機能、施設を併せて検討する必要があります。

ウ. 施設整備に関しては、国による財政支援を最大限活用するとともに、相談しやすくなる施設、市民にとって親しまれる施設を目指し、災害や感染症など不測の事態にも対応できる機能が求められます。

また、将来的な広域連携や県との協定による相互利用などの可能性も含め、特に一時保護所の定員設定や設置場所については幅広い検討をしておく必要があります。

(4) 人材確保、育成

児童相談所・一時保護所では、それぞれ専門性の高い相談体制・一時保護体制を確立・維持するために、継続的に専門技術を要する職員を配置する必要があります。そのためには、開設前からの職員派遣や県による派遣協力、研修機会の確保などが必要であり、開設当初からある程度の経験を有する職員を確保しつつ、持続的に専門性を発揮できる人材を育成し続ける必要があります。

配置が必要となる主な職員は次のとおりですが、人員については児童福祉法等における配置基準に基づいて、十分に機能発揮できる体制を整える必要があります。

- 所長
- 児童福祉司
- 児童福祉司スーパーバイザー
- 児童心理司
- 児童心理司スーパーバイザー
- 一時保護所児童指導員・保育士

その他にも、弁護士、医師、保健師、里親支援員、一時保護所における学習支援のための教員や調理部門の栄養士や調理員、児童相談所における警察・警察OBなどの配置も考えられます。

愛知県内の児童相談所

凡例

センター名
管轄人口（割合）
※H31.4.1現在
管轄市町村名

一宮児童相談センター

799,839人（15.2%）
一宮市、犬山市、江南市、稲沢市、
岩倉市、大口町、扶桑町

春日井児童相談センター

464,614人（8.8%）
春日井市、小牧市

豊田加茂児童・障害者相談センター

486,493人（9.3%）
豊田市、みよし市

海部児童・障害者相談センター

322,194人（6.3%）
津島市、愛西市、弥富市、あま市、
大治町、蟹江町、飛島村

西三河児童・障害者相談センター

602,391人（11.5%）
岡崎市、西尾市、幸田町

中央児童・障害者相談センター

646,572人（12.3%）
瀬戸市、尾張旭市、豊明市、日進市、
清須市、北名古屋市、長久手市、
東郷町、豊山町

刈谷児童相談センター

535,739人（10.2%）
碧南市、刈谷市、安城市、知立市、
高浜市

知多児童・障害者相談センター

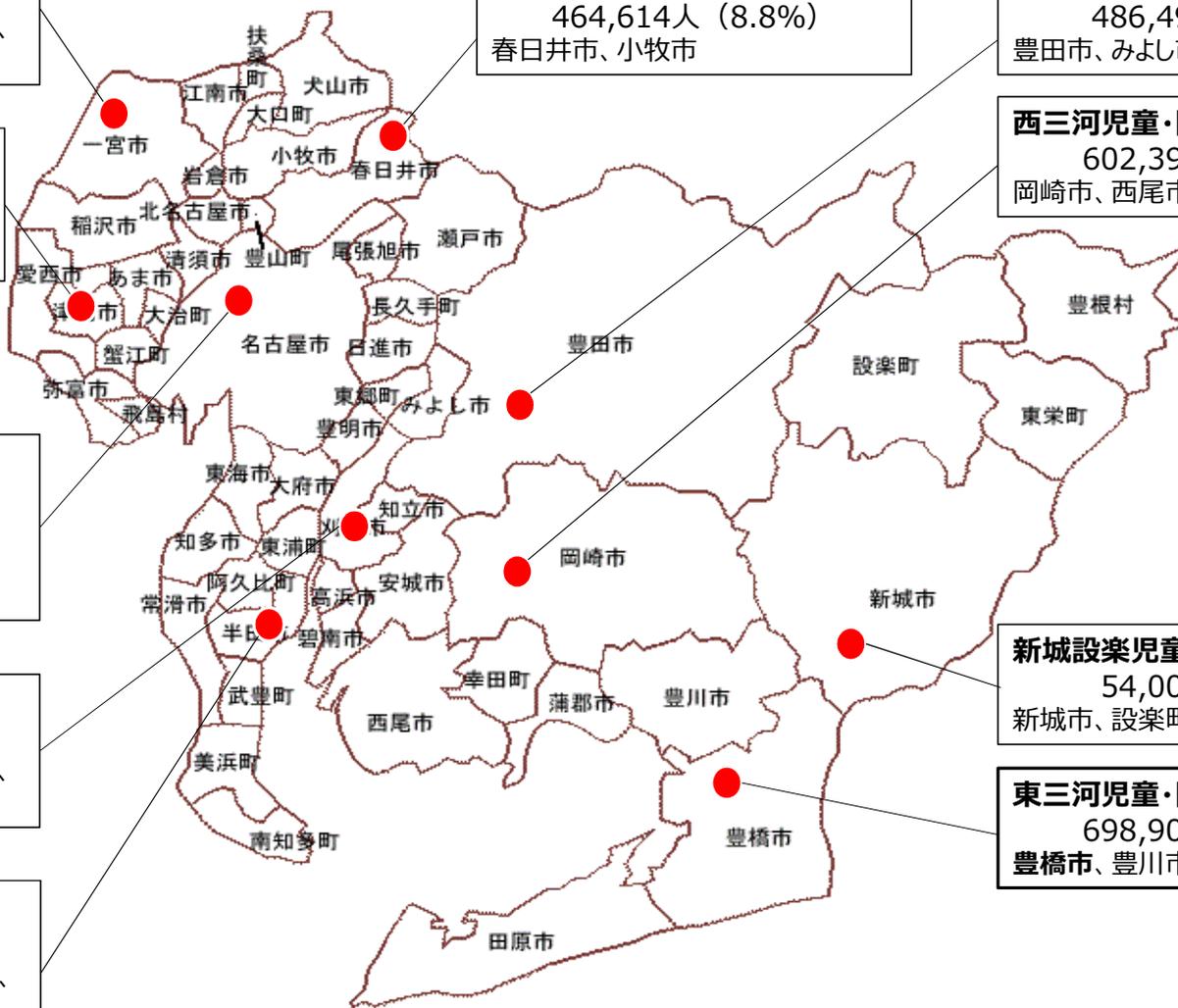
633,677人（12.1%）
半田市、常滑市、東海市、大府市、
知多市、阿久比町、東浦町、南知多町、
美浜町、武豊町

新城設楽児童・障害者相談センター

54,008人（1.0%）
新城市、設楽町、東栄町、豊根村

東三河児童・障害者相談センター

698,901人（13.3%）
豊橋市、豊川市、蒲郡市、田原市



(参考) 名古屋市

	所管区域	管轄人口
中央児童相談所	千種・東・北・中・昭和・守山・名東	948,610人
西部児童相談所	西・中村・熱田・中川・港	715,115人
東部児童相談所	瑞穂・南・緑・天白	653,921人

参考資料